

## 日本学術会議会員候補者6名の速やかな任命を求める会長声明

- 1 菅義偉内閣総理大臣は、2020年（令和2年）10月1日、日本学術会議の新会員について、同会議が推薦した候補者105名のうち、6名を会員に任命しなかった。1983年（昭和58年）の法改正で日本学術会議が候補者を推薦する方式がとられて以来、同会議の推薦した候補者を内閣総理大臣が任命しなかったのは今回が初めてである。
- 2 現在までのところ、候補者を会員に任命しなかった理由について、政府は、はじめ、「総合的、俯瞰的」と説明し、次いで、憲法第15条第1項を指摘した。しかし、前者の説明では抽象的に過ぎるし、後者は国民主権の一般的、抽象的な理念を掲げているに過ぎず、内閣総理大臣の自由裁量による任免を認める規定ではない。また、菅内閣総理大臣は参議院本会議代表質問に対して「旧帝国大学といわれる7つの国立大学に所属する会員が45パーセントを占めている」等と会議の会員構成の偏りを問題視する答弁をしているが、任命されなかった候補者の中には私立大学所属の者、60歳未満の者、女性も含まれているため、この問題意識とも整合せず、明確に理由が説明されたとはいえない。
- 3 日本学術会議は「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」とするものとされ、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」、「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」という職務を、「独立して行う」ものと定められている（日本学術会議法前文、同法3条）。そして、こうした独立性を背景として、日本学術会議は、科学の振興、技術の発達、科学研究者養成等に関する方策につき政府に対して勧告する権限を有している（同法5条）。

日本学術会議の会員の人选は、政府からの独立性を保障するため、日本学術会議の自律性に委ねられている。すなわち、日本学術会議が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦する」とされ（同法17条）、内閣総理大臣は「第17条の規定による推薦に基づいて」会員を任命する（同法7条2項）とされている。また、会員の辞職の承認や退職についても日本学術会議の同意や申出が必要とされている（同法25条、26条）。

以上のような日本学術会議が設立された目的や同会議の役割、権限、同会議の独立性、その会員の選考・任命手続等の同法の規定に鑑みれば、内閣総理大臣による会員の任命は、同会議の推薦に基づいて行われる形式的な任命行為であると解さなければならない。

このことは、日本学術会議の会員の推薦制度が導入された1983（昭和58）年の国会審議において「総理大臣の任命は形式的なもので会員の任命を左右するものではない」旨繰り返し答弁され、内閣総理大臣が、推薦された会員の任命の可否を判断しないことが

確認されており、実際に推薦された会員候補者が任命されなかったことがないことにも裏付けられている。

したがって、日本学術会議によって適正に選考され、推薦された会員候補者について、内閣総理大臣が任命を拒否することは、同法の趣旨に反するものと言わざるを得ない。

- 4 また、日本学術会議の独立性は、真理の探究を本質とする学問研究において、政治の介入によりその自律性が失われ、その本質が歪められることがあってはならないという学問の自由（憲法23条）の理念を反映したものである。

学問の自由の保障の意味は、国家権力が、学問研究、研究発表、学説内容などの学問的活動とその成果について、それを弾圧し、あるいは禁止することは許されないという点にある。特に学問研究は、ことの性質上外部からの権力・権威によって干渉されるべき問題ではなく、自由な立場での研究が要請される。時の政府の政策に適合しないからといって、戦前の滝川事件（1933年）、天皇機関説事件（1935年）などのように、学問研究への政府の干渉は絶対に許されてはならない。

今回任命されなかった候補者の中には、安全保障法制や共謀罪創設などに反対を表明してきた者も含まれており、政府の政策を批判したことを理由に任命を拒否されたのではないかとの懸念が示されている。政府から何らの説明もなされていないので、その真偽は明らかでないが、多くの学者からこのような懸念が示されていること自体が、今般の任命拒否が、まさしく政府に批判的な研究活動に対する萎縮をもたらす効果を有していることの証左ともいえる。かかる事態は、戦前の滝川事件、天皇機関説事件など、自律性、独立性が求められる研究活動に国家権力が介入し弾圧してきた歴史すら想起させるものである。

- 5 以上より、当会は、内閣総理大臣に対し、今回の行為に抗議するとともに、速やかにこれら6名の候補者を会員に任命すべきことを求めるものである。

以上

(2020年) 令和2年12月11日

愛媛弁護士会

会長 森 本 明 宏